

第82号（令和3年10月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【告示】

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	4
△	同【財政局税制課】	5
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	6
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	8
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	12
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	13
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	14
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	18
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	19
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	22
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】	23
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】	24
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	25
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	26
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	28
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	29
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】	30
△	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	31
△	保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	32
△	土地改良区の定款変更の認可【環境創造局農政推進課】	40
△	兼用工作物の管理に関する協議の内容【道路局管理課】	41
△	市道路線の認定【道路局路政課】	42
△	市道路線の廃止【道路局路政課】	44
△	市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	46
△	市道区域の決定【道路局路政課】	48
△	県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	49

△ 県道区域の変更【道路局路政課】	50
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	51
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	60
△ 他の工作物の管理者による河川管理施設の管理【道路局河川事業課】	62
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	63
【公告】	
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	64
△ 同【経済局商業振興課】	66
△ 同【経済局商業振興課】	68
△ 同【経済局商業振興課】	70
△ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	72
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	73
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	74
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	75
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	76
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【建築局都市計画課】	77
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	78
△ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	79
△ 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	80
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	81
△ 同【建築局調整区域課】	82
△ 同【建築局調整区域課】	83
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	84
△ 同【建築局建築指導課】	85
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	86
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地建築課】	87
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	88
△ 下館・結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	89
【達】	
△ 特定の業務に従事する横浜市健康福祉局一般職職員の勤務時間の特例に関する規程【健康福祉局職員課】	90
【区告示】	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	91
【区公告】	
△ 横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	92
△ 横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【西区福祉保健課】	93
△ 横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	94
△ 横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	95
△ 横浜市鴨居地域ケアプラザの指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	96
△ 横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者の指定【青葉区福祉保健課】	97
△ 横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの指定管理者の指定【都筑区地域振興課】	98
△ 横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者の指定【戸塚区福祉保健課】	99

[教育委員会]

- △ 公印の改刻及び廃止【総務課】 100
- △ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】 102
- △ 職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】 117

[選挙長等]

- △ 議員候補者の届出【金沢区】 118

告 示

横 浜 市 告 示 第 558 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 26 年 8 月 横 浜 市 告 示 第 508 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と なる 日 又 は 期 間
令 和 3 年 4 月 1 日	学 校 法 人 ト キ ワ 松 学 園	東 京 都 目 黒 区 碑 文 谷 4 丁 目 17 番 16 号	(新) 平 成 26 年 1 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で 及 び 令 和 3 年 1 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で
			(旧) 平 成 26 年 1 月 1 日 か ら 平 成 28 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 559 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年8月横浜市告示第269号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年8月2日	社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会	(新)神奈川県反町3丁目17番地の2	平成21年1月1日
		(旧)神奈川県沢渡4番地の2	

横浜市告示第 560 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3年7月15日	もえぎクリニック	金沢区富岡西二丁目1番10号
令和3年8月1日	医療法人社団アプロデーテアフロステタルクリニック	中区伊勢佐木町4丁目108番地の2
同	光薬局	保土ヶ谷区星川二丁目1番9号
同	あおいクリニック	緑区中山一丁目6番7号
同	まごころ薬局都筑店	都筑区北山田二丁目17番3号
同	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目14番8号
同	おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号
同	岸胃腸内科外科	都筑区南山田町4,614番地
令和3年9月1日	しんちゃんこども歯科	鶴見区下野谷町3丁目88番地の1
同	薬局トモズ反町店	神奈川区反町3丁目17番地の2
同	小林内科・循環器クリニック	神奈川区羽沢南二丁目44番5号
同	羽沢くぼた眼科	神奈川区羽沢南二丁目44番5号
同	オーマイクリニック	西区南幸二丁目17番7号
同	聖マリアクリニック上大岡	港南区上大岡東一丁目2番12号
同	横浜わたなべ内科・	磯子区西町12番12号

	内 視 鏡 ク リ ニ ッ ク 根 岸 院	
同	医 療 法 人 社 団 元 志 会 磯 子 み み は な の ど ク リ ニ ッ ク	磯 子 区 森 一 丁 目 9 番 1 号
同	コ プ ラ ホ ー ム ク リ ニ ッ ク	港 北 区 菊 名 六 丁 目 17 番 1 号
同	キ ッ ズ ク リ ニ ッ ク 日 吉	港 北 区 箕 輪 町 二 丁 目 7 番 42 号
同	フ ェ ー マ シ ャ 薬 局 た ま プ ラ ー ザ	青 葉 区 新 石 川 三 丁 目 15 番 地 の 3
同	み つ だ 歯 科 ・ 矯 正 歯 科 ク リ ニ ッ ク	栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 5 番 4 号
令 和 3 年 9 月 16 日	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 横 浜 も え ぎ 野 薬 局	青 葉 区 も え ぎ 野 1 番 地 の 2
令 和 3 年 9 月 20 日	イ オ ン 薬 局 イ オ ン ス タ イ ル 横 浜 瀬 谷	瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 4 番 地 の 10

2 指 定 訪 問 看 護 事 業 者

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 所 在 地
令 和 3 年 7 月 1 日	株 式 会 社 L A R A	港 南 区 丸 山 台 三 丁 目 41 番 17 号	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ら ら	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 40 番 地 の 1
令 和 3 年 8 月 1 日	株 式 会 社 シ ー ユ ー シ ー ・ ホ ス ピ ス	東 京 都 中 央 区 東 日 本 橋 1 丁 目 1 番 7 号	看 護 ク ラ ー ク 横 浜 瀬 谷	瀬 谷 区 五 貫 目 町 10 番 地 の 38

横浜市告示第 561 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和3年10月1日	森 宗 茂	反町グリーン接骨院	神奈川区松本町2丁目18番地の7
同	平 根 弘 治	鍼灸按摩東瀛堂	西区老松町46番地の14
同	長 澤 舞	こもれび鍼灸マッサージ治療院	旭区笹野台二丁目10番6号
同	三 井 麻 友	ゆじぼて鍼灸院	磯子区洋光台三丁目31番8号
同	金 子 颯 太	鍼灸マッサージからだの窓口 i k o	港北区菊名一丁目9番18号
同	柳 本 有 咲	同	同
同	照 山 茜	ブレス訪問マッサージ新横浜	港北区新横浜二丁目2番地の3
同	佐々木 亮 太	ひだまり整骨院	青葉区青葉台二丁目11番地の1
同	安 藤 由 紀 子	リカバリー亀戸治療室	東京都江東区亀戸6丁目55番20号
同	脇 坂 啓 司	同	同

横浜市告示第 562 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和2年 10月19日	陶山歯科医院	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目 1番1号
		(旧)保土ヶ谷区西谷町 747 番地の2

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年 7月1日	株式会社ウエルケアサポート	鶴見区駒岡三丁目3番23号	訪問看護ステーション快	(新)鶴見区佃野町27番20号
				(旧)鶴見区駒岡三丁目3番23号
令和3年 7月27日	相沢訪問看護ステーション株式会社	(新)瀬谷区相沢四丁目10番地の36	(新)あいざわ訪問看護ステーション	(新)瀬谷区相沢四丁目10番地の36
		(旧)瀬谷区中央8番地の10	(旧)相沢訪問看護ステーション	(旧)瀬谷区中央8番地の10

横浜市告示第 563 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和3年 2月15日	中川陽子	(新) 鍼灸マッサージからだの窓口 n i k o	(新) 港北区菊名一丁目9番18号
		(旧) 株式会社訪問鍼灸マッサージ S o l	(旧) 鶴見区市場東中町8番22号
令和3年 8月16日	佐々木靖夫	(新) 訪問鍼灸マッサージアリス治療院	(新) 金沢区大道二丁目8番22号
		(旧) 株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(旧) 戸塚区前田町501番地
令和3年 9月1日	三井佑司	(新) ゆじぼて鍼灸院	(新) 磯子区洋光台三丁目31番8号
		(旧) はり・きゅう・マッサージみどりの風	(旧) 都筑区川和町1, 471番地

横浜市告示第 564 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和3年7月14日	樹診療所とみおか	金沢区富岡西二丁目1番10号
令和3年7月31日	アフロスデンタルクリニック	中区伊勢佐木町4丁目108番地の2
同	光薬局	保土ヶ谷区星川二丁目1番13号
同	あおいクリニック	緑区中山一丁目6番7号
同	まごころ薬局都筑店	都筑区北山田二丁目17番3号
同	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目14番8号
同	有限会社おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号
同	岸胃腸科外科	都筑区南山田町4,614番地
令和3年8月6日	日本調剤ランドマーク薬局	西区みなとみらい二丁目2番1号
令和3年8月16日	めぐみ薬局	都筑区北山田四丁目17番10号
令和3年8月31日	医療法人社団恵明早蕨会イケ忠診療部 in 藤が丘	青葉区藤が丘一丁目28番地の11
令和3年9月30日	横浜メンタルクリニック・ラピス	戸塚区戸塚町8番地

横浜市告示第 565 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和3年 8月24日	石田ひろ子	株式会社ヘルス アンドソーシャ ルケア事業団さ くら訪問マッサ ージ	神奈川県沢渡1番 地の2
同	堀澤豪	同	同
同	谷口司	開設なし	青葉区元石川町3, 716番地の3
令和3年 9月12日	廣島一守	高畑接骨院	東京都大田区西六 郷4丁目1番1号

横浜市告示第 566 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年8月1日	株式会社アペックス	泉区中田南五丁目16番21号	のぞみ薬局	瀬谷区三ツ境8番地の8
令和3年9月1日	株式会社孝栄	同	さくら薬局	泉区緑園五丁目29番地の10

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年8月1日	株式会社アペックス	泉区中田南五丁目16番21号	のぞみ薬局	瀬谷区三ツ境8番地の8
令和3年9月1日	株式会社孝栄	同	さくら薬局	泉区緑園五丁目29番地の10

横浜市告示第 567 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和3年 5月1日	株式会社若 武者ケア	港南区日野 南一丁目6 番17号	(新)エプロンた いせつ介護若 武者神奈川事 業所	神奈川区片倉 五丁目17番10 号
			(旧)エプロンサ ービス若武者 神奈川事業所	
令和3年 8月1日	有限会社介 護サービス まつの実	南区六ツ川 二丁目74番 地の2	有限会社介護 サービスまっ の実	(新)南区六ツ川 二丁目74番地 の2
				(旧)南区六ツ川 二丁目67番地 の7
令和3年 8月2日	(新)株式会社 アカリエ	神奈川区台 町8番地の 14	アカリエご自 宅訪問介護サ ービス	神奈川区台町 8番地の14
	(旧)アカリエ ヘルスケア カンパニー 株式会社			
同	(新)株式会社 アカリエ	同	アカリエ二俣 川駅前ご自宅 訪問介護サー ビス	旭区二俣川2 丁目22番地
	(旧)アカリエ ヘルスケア カンパニー 株式会社			

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和3年	相沢訪問看	(新)瀬谷区相	(新)あいざわ訪	(新)瀬谷区相沢

7月27日	護ステーション株式会社	沢四丁目10番地の36	問看護ステーション	四丁目10番地の36
		(旧)瀬谷区中央8番地の10	(旧)相沢訪問看護ステーション	(旧)瀬谷区中央8番地の10

3 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年5月1日	オセアンケアワーク株式会社	戸塚区戸塚町157番地	オセアンメイフェア戸塚	(新)戸塚区戸塚町3,721番地の3
				(旧)戸塚区戸塚町3,352番地の2
令和3年6月1日	アンダンテ株式会社	(新)港北区新横浜二丁目6番地の13	デイサービスいこい家富岡	(新)金沢区富岡東五丁目21番4号
		(旧)港北区岸根町362番地		(旧)金沢区富岡東三丁目1番18号

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年7月27日	相沢訪問看護ステーション株式会社	(新)瀬谷区相沢四丁目10番地の36	(新)あいざわ訪問看護ステーション	(新)瀬谷区相沢四丁目10番地の36
		(旧)瀬谷区中央8番地の10		(旧)瀬谷区中央8番地の10
令和3年8月2日	(新)株式会社アカリエ	神奈川県台町8番地の14	アカリエケアプラン相談センター	神奈川県鶴屋町2丁目10番地の1
	(旧)アカリエヘルスケアカンパニー株式会社			

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年	相沢訪問看護	(新)瀬谷区相	(新)あいざわ訪	(新)瀬谷区相沢

7月27日	護ステーション株式会社	沢四丁目10番地の36	問看護ステーション	四丁目10番地の36
		(旧)瀬谷区中央8番地の10	(旧)相沢訪問看護ステーション	(旧)瀬谷区中央8番地の10

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和3年5月1日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目6番17号	(新)エプロンたせいせつ介護若武者神奈川事業所	神奈川区片倉五丁目17番10号
			(旧)エプロンサービス若武者神奈川事業所	
令和3年8月1日	有限会社介護サービスの実	南区六ツ川二丁目74番地の2	有限会社介護サービスの実	(新)南区六ツ川二丁目74番地の2
				(旧)南区六ツ川二丁目67番地の7
令和3年8月2日	(新)株式会社アカリエ	神奈川区台町8番地の14	アカリエご自宅訪問介護サービス	神奈川区台町8番地の14
	(旧)アカリエヘルスケアカンパニー株式会社			
同	(新)株式会社アカリエ	同	アカリエ二俣川駅前ご自宅訪問介護サービス	旭区二俣川2丁目22番地
	(旧)アカリエヘルスケアカンパニー株式会社			

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地

令和2年 5月1日	オセアンケ アワーク株 式会社	戸塚区戸塚 町 157 番地	オセアンメイ フェア戸塚	(新) 戸塚区戸塚 町 3,721 番地 の 3
				(旧) 戸塚区戸塚 町 3,352 番地 の 2

横浜市告示第 568 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年8月1日	株式会社ウエルフューチャー	東京都千代田区平河町2丁目16番6号	訪問看護プラチナステーション	旭区善部町72番地の1

2 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年8月1日	株式会社ウエルフューチャー	東京都千代田区平河町2丁目16番6号	訪問看護プラチナステーション	旭区善部町72番地の1

横浜市告示第 569 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年8月31日	有限会社港南ケアサービス	港南区港南中央通9番9号	泉ケアリング	泉区和泉中央南二丁目2番3号
令和3年9月1日	株式会社花菱グループ	中区常磐町5丁目57番地	ケアステーション・花菱港南台	港南区港南台四丁目1番3号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年7月31日	藤田 崇	保土ヶ谷区新井町465番地の1	藤田医院	保土ヶ谷区新井町465番地の1
令和3年8月31日	医療法人社団育成社	鶴見区下末吉一丁目13番8号	佐々木病院 鶴見東訪問看護ステーション	鶴見区矢向一丁目8番16号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月31日	公益財団法人横浜勤労者福祉協会	鶴見区矢向一丁目6番20号	うしおだ在宅クリニック	鶴見区矢向一丁目5番26号
令和3年6月30日	株式会社メディカル五大	港南区港南台三丁目4番19号	港南台大江薬局	港南区港南台三丁目4番19号
同	有限会社メディ	瀬谷区瀬谷	太陽堂薬局	瀬谷区瀬谷

	コ太陽	四丁目8番地 の11		四丁目8番地 の11
同	同	同	センター薬 局	瀬谷区中央 1番地の10
同	同	同	メディコ本 郷薬局	瀬谷区本郷 三丁目20番 地の1
令和3年 7月31日	藤田 崇	保土ヶ谷区 新井町 465 番地の1	藤田医院	保土ヶ谷区 新井町 465 番地の1
令和3年 8月16日	松本 眞理	都筑区北山 田四丁目17 番10号	めぐみ薬局	都筑区北山 田四丁目17 番10号

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和3年 8月31日	株式会社H A S C事業団	神奈川区沢 渡1番地の 2	さくらデイ リハセンタ ー	南区前里町 3丁目80番 地

5 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和3年 8月31日	有限会社ドリー ム・クリエイシ ョン	磯子区杉田 五丁目21番 41号	デイホーム たけとり	磯子区杉田 五丁目21番 41号

6 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所の 名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
令和3年 4月1日	公益財団法人横 浜勤労者福祉協 会	鶴見区矢向 一丁目6番 20号	汐田総合病 院	鶴見区矢向 一丁目6番 20号

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和3年 7月31日	藤田 崇	保土ヶ谷区 新井町 465	藤田医院	保土ヶ谷区 新井町 465

		番地の1		番地の1
令和3年 8月31日	医療法人社団育 成社	鶴見区下末 吉一丁目13 番8号	佐々木病院 鶴見東訪問 看護ステー ション	鶴見区矢向 一丁目8番 16号

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和3年 3月31日	公益財団法人横 浜勤労者福祉協 会	鶴見区矢向 一丁目6番 20号	うしおだ 在宅クリニッ ク	鶴見区矢向 一丁目5番 26号
令和3年 6月30日	株式会社メディ カル五大	港南区港南 台三丁目4 番19号	港南台大江 薬局	港南区港南 台三丁目4 番19号
同	有限会社メディ コ太陽	瀬谷区瀬谷 四丁目8番 地の11	太陽堂薬局	瀬谷区瀬谷 四丁目8番 地の11
同	同	同	センター南 薬局	瀬谷区瀬谷 四丁目9番 地の8
同	同	同	センター薬 局	瀬谷区中央 1番地の10
同	同	同	メディコ本 郷薬局	瀬谷区本郷 三丁目20番 地の1
令和3年 7月31日	藤田 崇	保土ヶ谷区 新井町 465 番地の1	藤田医院	保土ヶ谷区 新井町 465 番地の1
令和3年 8月16日	松本 眞理	都筑区北山 田四丁目17 番10号	めぐみ薬局	都筑区北山 田四丁目17 番10号

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和3年 8月31日	有限会社ドリー ム・クリエイシ ョン	磯子区杉田 五丁目21番 41号	デイホーム たけとり	磯子区杉田 五丁目21番 41号

横浜市告示第 570 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	田園都市高血圧クリニックかなえ	青葉区新石川三丁目15番地の3	病院
同	薬局トモズ反町店	神奈川区反町3丁目17番地の2	薬局
同	ハックドラッグ横浜もえぎ野薬局	青葉区もえぎ野1番地の2	同
同	イオン薬局イオンスタイル横浜瀬谷	瀬谷区瀬谷四丁目4番地の10	同
同	日本調剤リコパ鶴見薬局	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号	同

横浜市告示第 571 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 8月2日	(新)薬局トモズ瀬谷 センター店	瀬谷区中央1番地の 10	薬局
	(旧)センター薬局		
同	(新)薬局トモズ瀬谷 本郷店	瀬谷区本郷三丁目20 番地の1	同
	(旧)メディコ本郷薬 局		
同	(新)薬局トモズ瀬谷 南口店	瀬谷区瀬谷四丁目9 番地の8	同
	(旧)センター南薬局		

横浜市告示第 572 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成28年 12月31日	稲垣薬局横浜豊岡店	鶴見区豊岡町22番9号	薬局
令和3年 8月6日	日本調剤ランドマ ーク薬局	西区みなとみらい2 丁目2番1号	同
令和3年 8月16日	めぐみ薬局	都筑区北山田4丁目 17番10号	同

横浜市告示第 573 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	日本調剤リコパ鶴見薬局	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号	薬局
同	オレンジ薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区釜台町41番7号	同
同	きぼう薬局	青葉区藤が丘一丁目24番地の13	同
同	オーケー港北店薬局	都筑区葛が谷8番	同

横浜市告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	加藤薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区帷子町1丁目31番地	薬局
同	クリエイト薬局日吉本町駅前店	港北区日吉本町五丁目4番3号	同
同	高田ファミリー薬局	港北区高田東三丁目10番6号	同
同	みどりの丘薬局	緑区三保町 1,803 番地の2	同
同	ニック東戸塚薬局	戸塚区川上町91番地の1	同
同	ハックドラッグ瀬谷駅北口薬局	瀬谷区中央3番地の10	同
同	愛訪問看護戸塚ステーション	戸塚区深谷町 851 番地の3	訪問看護
令和3年11月1日	リーフ薬局上白根	旭区上白根一丁目9番1号	薬局
同	ユーマー緑区訪問看護センター	緑区霧が丘六丁目17番地の13	訪問看護
令和3年12月1日	ハックドラッグ井土ヶ谷駅前薬局	南区井土ヶ谷中町16番地	薬局
同	クリエイト薬局港南日野店	港南区日野五丁目5番1号	同
同	ファーコス薬局能見台	金沢区能見台通4番13号	同
同	ハックドラッグ中田薬局	泉区中田南三丁目2番21号	同
同	ハックドラッグサクラス戸塚薬局	戸塚区戸塚町 4,253 番地の1	同

同	横浜市泉区医師会 訪問看護ステーション	泉区和泉中央北五丁目 1番5号	訪問看護
---	------------------------	--------------------	------

横 浜 市 告 示 第 575 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年9月15日	ナー스ケアオリブ	戸塚区柏尾町 1,012番地	訪問看護
令和3年8月6日	日本調剤ランドマーク薬局	西区みなとみらい二丁目2番1号	薬局

横 浜 市 告 示 第 576 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 7 月 1 日	(新) も え ぎ ク リ ニ ック	金 沢 区 富 岡 西 二 丁 目 1 番 10 号	病 院 又 は 診 療 所
	(旧) 樹 診 療 所 と み お か		

横 浜 市 告 示 第 577 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年6月30日	中央調剤薬局 藤棚店	西区中央一丁目4番9号	薬局
令和3年8月6日	日本調剤ランドマック薬局	西区みなとみらい二丁目2番1号	同

横 浜 市 告 示 第 578 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業
者 の 指 定

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 70 条 第 1 項 及 び 第 115 条
の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予
防 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 日 本 ア メ ニ テ ィ ラ イ フ 協 会	花 珠 の 家 つ る み	鶴 見 区 生 麦 五 丁 目 10 番 21 号	令 和 3 年 10 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第 579 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	鶴見区上末吉一丁目900番の一部 神奈川区三枚町238番の2 神奈川区菅田町871番の1の一部、876番、877番の1の一部及び2,853番の2 中区北方町1丁目54番の一部及び54番の1 中区北方町2丁目84番の1の一部 中区本牧大里町194番 中区山手町167番の5及び168番の10 南区中里二丁目330番の一部 南区南太田二丁目233番の1の一部 港南区港南台一丁目11番の19 港南区笹下一丁目261番の1の一部及び261番の2 港南区日野二丁目206番の3、206番の4、207番、208番の2、209番の1、211番、218番の1の一部及び218番の3 保土ヶ谷区新井町566番の5の一部 保土ヶ谷区上星川一丁目	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

188 番 の 6 の 一 部
保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 370 番
の 1 の 一 部
旭 区 今 宿 町 2,556 番 の 2
、 2,556 番 の 14 及 び 2,56
2 番 の 3
旭 区 東 希 望 が 丘 115 番 の
2 の 一 部
旭 区 本 宿 町 59 番 の 6 の 一
部
磯 子 区 岡 村 二 丁 目 537 番
及 び 538 番 の 1
磯 子 区 岡 村 四 丁 目 763 番
の 6 の 一 部 及 び 763 番 の
119
磯 子 区 上 中 里 町 785 番 の
3
磯 子 区 森 五 丁 目 831 番
金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 4,
475 番 の 一 部
金 沢 区 柴 町 12 番 の 一 部
金 沢 区 大 道 二 丁 目 2,440
番 の イ の 4 の 一 部
金 沢 区 富 岡 西 二 丁 目 1,70
3 番 の 1 の 一 部 及 び 1,70
3 番 の 2
金 沢 区 富 岡 東 五 丁 目 1,73
5 番 の 一 部 、 1,868 番 の
1 の 一 部 、 1,895 番 の 2
、 1,902 番 の イ 、 1,905
番 の イ の 一 部 及 び 1,906
番 の 4
金 沢 区 谷 津 町 84 番 の 1 の
一 部
港 北 区 大 倉 山 六 丁 目 1,74
9 番 の 2 、 1,749 番 の 9
の 一 部 、 1,749 番 の 60 及
び 1,749 番 の 111
港 北 区 新 吉 田 東 一 丁 目 96
2 番 の 1 の 一 部 及 び 971

番の1の一部
港北区樽町四丁目 227 番
の1の一部
港北区綱島台 789 番の1
港北区日吉五丁目 1,716
番の1
港北区師岡町 1,160 番の
1の一部
緑区寺山町 523 番の1、
523 番の3、523 番の6
、523 番の7、523 番の
11の一部、523 番の12か
ら523 番の15まで、523
番の18及び523 番の19
緑区十日市場町 510 番の
1、1,073 番の一部、1,
078 番、1,137 番の1の
一部、1,140 番の一部及
び1,142 番の2の一部
緑区新治町 419 番の1の
一部
緑区白山二丁目 1,046 番
の一部及び1,054 番の4
緑区東本郷四丁目 829 番
の一部
緑区三保町 2,761 番の12
の一部
青葉区大場町 376 番の5
、376 番の8の一部、37
6 番の9及び376 番の10
青葉区新石川二丁目 32 番
の15の一部、32 番の16の
一部及び32 番の22の一部
青葉区すみよし台 28 番の
13の一部
都筑区川和町 1,179 番の
1及び1,205 番
都筑区佐江戸町 1,871 番
の1の一部
都筑区早渕二丁目 7 番の

	<p>1 戸塚区秋葉町 340 番の一部 戸塚区上矢部町 2,162 番の一部 戸塚区下倉田町 1,232 番の一部 栄区鍛冶ヶ谷一丁目 114 番 栄区上郷町 243 番の1の一部及び 243 番の9 栄区中野町 55 番の一部 泉区岡津町 96 番の1の一部 瀬谷区本郷二丁目 9 番の1の一部、9 番の2及び9 番の15 から 9 番の17 まで</p>	
<p>源流の森保存地区</p>	<p>神奈川区菅田町 1,880 番の1及び 1,891 番の一部 港南区野庭町 2,157 番 保土ヶ谷区今井町 892 番の3の一部 保土ヶ谷区川島町 1,146 番の1の一部及び 1,151 番 保土ヶ谷区仏向町 1,441 番、1,442 番の一部、1,443 番の一部、1,637 番の1、1,642 番の1及び1,642 番の3 旭区今宿南町 1,815 番の12 から 1,815 番の14 まで、1,816 番の3 及び 2,197 番の2 旭区上川井町 1,046 番、2,305 番の1、2,309 番及び 2,919 番の3 旭区上白根町 197 番及び 1,078 番の一部</p>	<p>令和3年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

旭区川島町 1,958 番の1
の一部及び 1,959 番の2
金沢区釜利谷町 3,143 番
の1の一部、 3,143 番の
9から 3,143 番の17まで
、 3,146 番の1から 3,14
6 番の3まで、 3,146 番
の13及び 3,146 番の14
港北区新吉田町 4,521 番
の一部
港北区新羽町 2,446 番の
1の一部、 2,455 番の1
の一部、 2,460 番の1及
び 2,594 番の1の一部
緑区台村町 750 番の4
緑区長津田町 2,987 番の
1及び 2,987 番の2の一
部
青葉区恩田町 1,905 番の
1の一部、 3,124 番の1
の一部、 3,124 番の8及
び 3,124 番の9
青葉区鉄町 1,133 番の一
部、 1,244 番の1、 1,24
4 番の2及び 1,251 番の
一部
青葉区寺家町 550 番、 60
7 番の1の一部及び 608
番の4
青葉区奈良町 811 番の1
の一部、 856 番の1の一
部、 1,968 番の4、 1,97
4 番の1の一部、 1,975
番の1、 1,981 番の1、
2,059 番の3の一部、 2,
060 番の1の一部、 2,06
1 番の1の一部及び 2,06
1 番の3の一部
都筑区池辺町 1,042 番の
2、 1,042 番のイ、 1,05

4 番、 1,057 番のイ、 1,057 番のロ、 1,062 番の1の一部、 1,063 番、 1,064 番、 1,082 番、 1,085 番、 1,086 番のイ、 1,086 番のロ、 1,088 番のロ、 1,110 番の一部、 1,114 番の2、 1,115 番の2、 1,122 番、 1,138 番及び 1,153 番
都筑区川和町 2,191 番の1の一部
戸塚区川上町 746 番
戸塚区小雀町 8 番のイ、 20 番の3、 21 番の1、 21 番の2、 95 番、 395 番の1から 395 番の7まで、 399 番の1から 399 番の3まで、 1,001 番の2、 1,003 番の1及び 1,003 番の2
戸塚区品濃町 1,622 番の20
戸塚区東俣野町 1,148 番の1
戸塚区舞岡町 483 番の2の一部及び 514 番
戸塚区俣野町 775 番の1の一部及び 775 番の3の一部
栄区田谷町 1,044 番から 1,046 番まで、 1,072 番の1、 1,097 番、 1,174 番の1の一部、 1,192 番、 1,193 番の2、 1,197 番、 1,198 番、 1,199 番の1、 1,200 番の2、 1,200 番のイの1、 1,200 番のロ、 1,204 番、 1,209 番、 1,210 番の1及び

1,421 番の1の一部
泉区和泉町 779 番の1の
一部、782 番、1,018 番
の1の一部、1,018 番の
3の一部、1,018 番の4
、1,018 番の5の一部、
1,356 番の3、2,242 番
、2,306 番の1、2,306
番の2、2,307 番の3、
2,307 番の4、2,598 番
の1、2,599 番の1、2,
608 番の1、2,608 番の
2、2,609 番、2,612 番
の1から2,612 番の3ま
で、2,613 番の1、2,61
8 番の2、2,619 番、2,
620 番の2、2,621 番、
2,622 番の一部、2,623
番の1、2,623 番の3の
一部、2,673 番の1、2,
695 番の1、2,696 番、
3,123 番の1、3,179 番
、3,183 番の1、3,250
番、3,251 番のイ及び4,
809 番の1
泉区岡津町 2,636 番、2,
641 番、2,642 番、2,64
4 番、2,645 番の2の一
部、2,645 番の4、2,92
3 番の乙の一部、2,923
番の甲の2の一部、2,94
0 番の2、2,940 番の4
の一部、2,940 番の5の
一部、2,940 番の6から
2,940 番の8まで、2,94
0 番のイ、2,949 番の2
、2,949 番の3、2,950
番の1、2,950 番の2、
2,951 番の1及び2,951
番の2
泉区上飯田町 2,795 番の

1 及び 2,873 番 の 1
泉 区 下 和 泉 四 丁 目 1,821
番 、 1,822 番 の 1 、 1,82
2 番 の 2 、 1,823 番 の 1
、 1,823 番 の 2 、 1,826
番 、 1,827 番 、 1,828 番
の 1 、 1,828 番 の 2 、 1,
829 番 、 1,830 番 、 1,83
2 番 の 1 の 一 部 、 1,869
番 及 び 1,870 番 の 一 部
瀬 谷 区 阿 久 和 南 一 丁 目 4
番 の 12 の 一 部 、 15 番 の 5
の 一 部 、 15 番 の 12 、 37 番
の 4 の 一 部 、 37 番 の 18 及
び 37 番 の 19
瀬 谷 区 阿 久 和 南 三 丁 目 6
番 の 9 、 6 番 の 10 及 び 6
番 の 11 の 一 部
瀬 谷 区 本 郷 二 丁 目 32 番 の
5
瀬 谷 区 南 瀬 谷 一 丁 目 90 番
の 3 の 一 部
瀬 谷 区 宮 沢 四 丁 目 1 番 の
12 、 1 番 の 15 及 び 1 番 の
16

横 浜 市 告 示 第 580 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 改 良 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ） 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 市 都 筑 区 都 田 第 一 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 581 号

兼用工作物の管理に関する協議の内容

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と河川管理用通路との管理について、他の工作物の管理者との間に次のとおり協議が成立した。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路の種類、路線名及び位置

種 類	路 線 名	位 置
市 道	桂町第448号線	栄区桂町697番の9地内から 同区同町703番の1地内まで

2 他の工作物の管理者の氏名及び住所

河川管理者の権限代行者

横浜市長 山中竹春

中区本町6丁目50番地の10

3 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物、その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の新設（道路の附属物以外に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕
- (2) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧

横浜市告示第582号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
夢見ヶ崎 第7号線	鶴見区矢向六丁目4番の1地先 同 区同 3番の6地先	
片倉 第479号線	神奈川区神大寺二丁目488番の1地先 同 区同 445番の1地先	
篠原 第635号線	神奈川区神大寺二丁目451番の2地先 同 区同 445番の7地先	
篠原 第636号線	神奈川区神大寺四丁目427番の1地先 同 区同 514番の6地先	
三ツ沢 第398号線	神奈川区三ツ沢西町153番の1地内 保土ヶ谷区鎌谷町299番の120地先	
新杉田 第238号線	磯子区杉田四丁目258番の4地先 同 区同 同 番の23地先	
谷津 第537号線	金沢区釜利谷東二丁目4,183番の1地先 同 区同 4,179番の7地先	
綱島 第378号線	港北区樽町二丁目716番の3地先 同 区同 738番の2地先	
矢部 第578号線	戸塚区柏尾町429番の2地先 同 区同 町同 番の6地先	
戸塚 第579号線	戸塚区戸塚町4,216番の1地先 同 区同 町4,143番の1地先	
下和田 第145号線	泉区上飯田町1,224番の2地先 同区同 町1,284番の4地先	
下和田	泉区上飯田町1,227番の2地先	

第 146 号線	同区同 町 1,271 番の 7 地先
瀬谷 第 557 号線	瀬谷区二ツ橋町 405 番の 2 地内 同 区瀬谷一丁目11番の 6 地内

横浜市告示第 583 号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
北寺尾 第173号線	鶴見区馬場七丁目83番の3地先 同 区同 82番の13地先	
北寺尾 第178号線	鶴見区馬場七丁目 1,463 番の10地先 同 区同 1,458 番の2地先	
北寺尾 第186号線	鶴見区馬場七丁目 1,463 番の11地先 同 区同 1,458 番の8地先	
北寺尾 第192号線	鶴見区馬場七丁目74番の4地先 同 区同 1,458 番の6地先	
北寺尾 第264号線	鶴見区馬場七丁目 1,460 番の4地先 同 区同 1,459 番地先	
北寺尾 第265号線	鶴見区馬場七丁目 1,460 番の2地先 同 区同 1,461 番の3地先	
北寺尾 第269号線	神奈川区西寺尾一丁目 1,087 番の21地先 鶴見区馬場一丁目 1,451 番の13地先	
北寺尾 第342号線	神奈川区西寺尾一丁目 1,029 番の1地先 同 区同 1,060 番の3地先	
篠原 第477号線	神奈川区神大寺四丁目 427 番の3地先 同 区同 514 番の2地先	
篠原 第478号線	神奈川区神大寺二丁目 451 番の2地先 同 区同 445 番の12地先	
三ツ沢 第391号線	神奈川区三ツ沢西町 340 番の1地先 保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の120地先	
山下町	中区石川町1丁目59番地先	

第 217 号線	同区同 町同 51 番の 29 地先
川井 第 37 号線	旭区上川井町 225 番の 1 地先 同区同 町 2,933 番地先
谷津 第 317 号線	金沢区釜利谷東二丁目 4,173 番の 3 地先 同 区同 4,183 番の 1 地先
東方町 第 141 号線	都筑区池辺町 2,666 番地先 同 区同 町 2,663 番の 5 地先
上矢部 第 380 号線	戸塚区上矢部町 1,579 番の 1 地先 同 区同 町 1,633 番の 1 地先
矢部 第 131 号線	戸塚区柏尾町 439 番の 1 地先 同 区同 町 428 番の 1 地先
戸塚 第 237 号線	戸塚区戸塚町 4,214 番の 5 地先 同 区同 町 4,216 番の 2 地先
下倉田 第 56 号線	戸塚区上倉田町 1,343 番の 1 地先 同 区同 町同 番の 3 地先
下倉田 第 359 号線	戸塚区下倉田町 959 番の 1 地先 同 区同 町 954 番の 2 地先
新橋 第 217 号線	泉区新橋町 2,112 番の 1 地先 同区同 町 2,111 番の 6 地先
名瀬 第 215 号線	泉区岡津町 2,517 番の 3 地先 同区同 町 2,518 番の 1 地先
下和田 第 123 号線	泉区上飯田町 1,225 番の 3 地先 同区同 町 1,269 番の 2 地先

横浜市告示第584号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
夢見ヶ崎 第7号線	鶴見区矢向六丁目4番の1地先から 同 区同 3番の6地先まで	3.05 ないし 3.06	18.72
片倉 第479号線	神奈川区神大寺二丁目488番の1地先から 同 区同 445番の1地先まで	15.00	53.74
篠原 第635号線	神奈川区神大寺二丁目451番の2地先から 同 区同 445番の7地先まで	1.94 ないし 3.02	9.07
篠原 第636号線	神奈川区神大寺四丁目427番の1地先から 同 区同 514番の6地先まで	13.82 ないし 15.00	62.87
新杉田 第238号線	磯子区杉田四丁目258番の4地先から 同 区同 同 番の23地先まで	3.00 ないし 4.02	83.58
谷津 第537号線	金沢区釜利谷東二丁目4,183番の1地先から 同 区同 4,179番の7地先まで	1.81	35.04
綱島 第378号線	港北区樽町二丁目716番の3地先から 同 区同 738番の2地先まで	3.60 ないし 4.00	48.86
矢部 第578号線	戸塚区柏尾町429番の2地先から 同 区同 町同 番の6地先まで	2.76 ないし 4.30	12.38
戸塚 第579号線	戸塚区戸塚町4,216番の1地先から 同 区同 町4,143番の1地先まで	2.70 ないし 2.90	18.72

下和田 第 145 号線	泉区上飯田町 1,224 番の 2 地先から 同区同 町 1,284 番の 4 地先まで	6.50 ないし 7.88	215.47
下和田 第 146 号線	泉区上飯田町 1,227 番の 2 地先から 同区同 町 1,271 番の 7 地先まで	6.50 ないし 6.54	96.70

横浜市告示第 585 号

市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
三ツ沢 第398号線	神奈川区三ツ沢西町153番の1地内から 保土ヶ谷区鎌谷町299番の120地先まで	m 5.25 ないし 18.55	m 146.05
瀬谷 第557号線	瀬谷区二ツ橋町405番の2地内から 同区瀬谷一丁目11番の6地内まで	16.50 ないし 22.00	191.80

横浜市告示第 586 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
横浜生田	旧	港北区新羽町 1,224 番地先から 同 区同 町 2,629 番の 2 地先まで	8.03 ないし 8.05 m	35.93 m
	新	同	8.90 ないし 8.95	同

横浜市告示第 587 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
東京丸子横浜	旧	鶴見区馬場七丁目84番の32地先から 同 区同 82番の8地先まで	14.86 ないし 19.24	23.64
	新	同	14.86 ないし 18.36	同
横浜生田	旧	港北区新羽町 1,099 番の5地内から 同 区同 町 1,110 番の1地内まで	7.58 ないし 8.40	95.00
	新	同	9.12 ないし 10.16	同
瀬谷柏尾	旧	瀬谷区瀬谷一丁目14番の15地先から 同 区同 13番の9地内まで	7.80 ないし 8.90	92.00
	新	同	22.00 ないし 28.40	同

横浜市告示第 588 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
夢見ヶ崎 第5号線	旧	鶴見区矢向六丁目3番の1地先から 同 区同 4番の1地先まで	8.59 m	21.61 m
	新	同	8.59 ないし 8.60	24.55
片倉 第382号線	旧	神奈川区片倉一丁目476番の1地先から 同 区同 475番の6地先まで	4.01 ないし 4.02	39.04
	新	同	6.43	36.98
片倉 第383号線	旧	神奈川区片倉一丁目475番の6地先から 同 区神大寺三丁目229番の4地先まで	4.17 ないし 6.01	85.86
	新	同	6.01	同
浦島 第116号線	旧	神奈川区浦島町361番地先から 同 区同 町362番の21地先まで	1.90 ないし 1.98	21.58
	新	同	2.95 ないし 3.00	同

浦島 第168号線	旧	神奈川県浦島町 362 番の19地先から 同 区同 町 363 番の26地先まで	1.89	7.25
	新	同	2.95	同
片倉六角橋 線	旧	神奈川県神大寺二丁目 477 番の1地先から 同 区神大寺四丁目 454 番の1地先まで	8.78 ないし 9.38	59.76
	新	同	15.00 ないし 27.07	同
	旧	神奈川県神大寺二丁目 445 番の6地先から 同 区神大寺四丁目 522 番の4地先まで	7.34 ないし 9.21	225.27
	新	同	7.35 ないし 29.89	同
中村山手線	旧	南区中村町 5 丁目 339 番地先から 同区山谷 115 番の5地先まで	14.90 ないし 15.23	19.44
	新	同	15.23 ないし 25.01	同
下野庭 第358号線	旧	港南区港南五丁目 2,166 番の7地先から 同 区港南中央通 965 番の1地先まで	2.74 ないし 3.93	82.03
	新	同	10.50	同
笹下 第92号線	旧	港南区港南中央通 978 番の1地先から 同 区同 965 番の3地先まで	6.11 ないし 6.20	37.71
	新	港南区港南中央通 978 番の1地先から 同 区同 965 番の1地先まで	6.13 ないし 6.20	30.76
笹下	旧	港南区港南四丁目 347 番の36地先から 同 区同 同 番の22地先まで	10.50 ないし 12.57	49.79

第94号線	新	同	10.50 ないし 14.86	同
三ツ沢 第262号線	旧	保土ヶ谷区宮田町2丁目132番の1地先から 同 区鎌谷町120番の6地先まで	5.28 ないし 5.89	21.97
	新	同	5.85 ないし 5.91	同
今井 第118号線	旧	保土ヶ谷区今井町607番の5地先から 同 区同 町601番の1地先まで	1.99 ないし 2.00	26.50
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
岡沢宮田線	旧	保土ヶ谷区宮田町3丁目303番の9地先から 同 区同 町2丁目132番の1地先まで	4.87 ないし 5.89	7.59
	新	同	6.45 ないし 7.44	同
新治 第247号線	旧	旭区川井宿町166番の5地先から 同区同 町135番の4地先まで	2.90 ないし 5.00	42.89
	新	同	3.21 ないし 5.30	同
上白根 第202号線	旧	旭区中白根二丁目1,229番の15地先から 同区同 同 番の26地先まで	2.61 ないし 2.66	19.52
	新	同	3.57 ないし 4.50	同
	旧	旭区中白根二丁目1,229番の12地先から 同区同 1,259番の2地先まで	2.64 ないし 2.70	3.87
	新	同	3.57 ないし 3.60	同

上白根 第 236 号線	旧	旭区中白根二丁目 1,233 番地先から 同区同 1,229 番の23地先まで	2.36 ないし 2.47	26.27
	新	同	3.42 ないし 3.49	同
東希望が丘 第 527 号線	旧	旭区さちが丘23番の44地先から 同区同 22番の9地先まで	2.32 ないし 2.34	66.93
	新	同	3.42 ないし 4.51	同
四季美台 第 249 号線	旧	旭区さちが丘23番の42地先から 同区同 14番の24地先まで	2.99 ないし 3.06	40.92
	新	同	4.51	同
四季美台 第 253 号線	旧	旭区さちが丘23番の3地先から 同区同 同番の42地先まで	4.51 ないし 4.52	2.38
	新	同	同	同
新杉田 第 134 号線	旧	磯子区杉田四丁目 270 番の1地先から 同 区同 258 番の23地先まで	1.80 ないし 1.91	45.12
	新	同	2.92 ないし 2.96	同
洋光台 第 115 号線	旧	磯子区杉田八丁目 1,932 番の23地先から 同 区同 同 番の20地先まで	3.55 ないし 3.79	37.67
	新	同	4.11 ないし 4.15	同
釜利谷	旧	金沢区釜利谷東二丁目 4,173 番の1地先から 同 区同 4,179 番の1地先まで	1.50 ないし 2.95	72.83

第 330 号線	新	同	2.90 ないし 4.69	同
日吉 第 204 号線	旧	港北区日吉二丁目 261 番の 4 地先から 同 区同 271 番の 9 地先まで	1.85 ないし 1.95	19.99
	新	同	2.93 ないし 2.98	同
高田 第 206 号線	旧	港北区日吉本町五丁目 495 番の 1 地先から 同 区同 408 番の 1 地先まで	1.80 ないし 1.83	52.28
	新	同	2.91 ないし 4.05	同
箕輪 第34号線	旧	港北区日吉本町一丁目 1,691 番の21地先から 同 区同 1,692 番の 1 地先まで	5.52 ないし 5.62	7.07
	新	同	同	同
箕輪 第 333 号線	旧	港北区日吉本町五丁目 498 番の 1 地先から 同 区同 408 番の 1 地先まで	1.80 ないし 1.85	14.44
	新	同	4.00 ないし 4.05	同
新羽 第79号線	旧	港北区新吉田東八丁目 2,559 番の 1 地先から 同 区同 2,558 番の 1 地先まで	7.26	2.85
	新	同	同	同
新羽 第 408 号線	旧	港北区新羽町 2,629 番の 2 地先から 同 区同 町 2,182 番の 1 地先まで	6.07	3.40
	新	同	同	同

新吉田 第 465 号線	旧	港北区大曾根台 863 番の 2 地先から 同 区同 857 番の 1 地先まで	3.97 ないし 3.99	21.39
	新	同	5.50 ないし 5.52	同
綱島 第 197 号線	旧	港北区樽町二丁目 716 番の 3 地先から 同 区同 734 番地先まで	1.25	3.70
	新	同	2.90	同
大倉山 第 177 号線	旧	港北区大倉山一丁目 82 番の 10 地先から 同 区同 95 番の 1 地先まで	1.81 ないし 2.04	15.96
	新	同	2.42 ないし 4.52	同
大倉山 第 180 号線	旧	港北区大倉山一丁目 94 番の 2 地先から 同 区同 92 番の 9 地先まで	1.93 ないし 1.96	12.97
	新	同	5.52	同
北寺尾 第 165 号線	旧	港北区菊名三丁目 260 番の 2 地先から 同 区同 280 番の 62 地先まで	3.16 ないし 3.18	18.74
	新	同	5.51 ないし 5.52	同
長津田 第 373 号線	旧	緑区長津田みなみ台五丁目 6 番の 1 地先から 同区同 2 番の 27 地先まで	3.52 ないし 3.70	33.42
	新	同	4.51 ないし 4.74	同
北八朔北部	旧	緑区西八朔町 766 番の 3 地先から 同区同 町 761 番の 1 地先まで	4.04 ないし 6.10	58.64

第 242 号線	新	同	4.97 ないし 6.10	同
中山 第 5 号線	旧	緑区三保町 2,673 番の76地先から 同区同 町 2,640 番の 220 地先まで	8.51	3.34
	新	同	同	同
池辺 第 216 号線	旧	都筑区池辺町 1,798 番の 1 地先から 同 区東方町 3,128 番地先まで	3.63 ないし 3.84	238.56
	新	同	6.00 ないし 6.10	同
上矢部 第75号線	旧	戸塚区名瀬町 670 番の 2 地先から 同 区同 町 593 番の 1 地先まで	2.02 ないし 2.48	79.75
	新	同	3.52 ないし 4.58	同
矢部 第12号線	旧	戸塚区上矢部町 2,191 番の 6 地先から 同 区同 町 2,305 番の 8 地先まで	4.55 ないし 4.65	28.15
	新	同	4.60 ないし 4.65	同
汲沢 第59号線	旧	戸塚区汲沢一丁目 1,565 番の19地先から 同 区戸塚町 4,521 番の 5 地先まで	2.60 ないし 2.85	45.13
	新	同	4.50	同
汲沢 第 162 号線	旧	戸塚区汲沢一丁目 1,562 番の27地先から 同 区同 1,565 番の13地先まで	4.30 ないし 4.45	0.90
	新	同	4.40 ないし 4.45	同

戸塚 第348号線	旧	戸塚区上倉田町184番の1地先から 同 区同 町3番の1地先まで	10.99 ないし 14.67	403.78
	新	同	17.45 ないし 17.84	同
下倉田 第38号線	旧	戸塚区上倉田町1,340番の4地先から 同 区同 町1,343番の1地先まで	3.01 ないし 6.88	88.06
	新	同	5.51 ないし 8.21	同
下倉田 第58号線	旧	戸塚区上倉田町1,340番の6地先から 同 区同 町1,347番の1地先まで	5.60	2.32
	新	同	同	同
下倉田 第356号線	旧	戸塚区下倉田町951番の1地先から 同 区同 町949番の1地先まで	1.86 ないし 2.08	37.44
	新	同	3.22 ないし 5.51	同
小菅ヶ谷 第448号線	旧	栄区柏陽787番の4地内から 同区桂町697番の5地先まで	1.80 ないし 3.08	156.34
	新	同	4.09 ないし 5.39	同
下和田 第126号線	旧	泉区上飯田町1,231番の1地先から 同区同 町1,267番の4地先まで	2.40	25.94
	新	泉区上飯田町1,231番の2地先から 同区同 町1,267番の4地先まで	3.13 ないし 4.51	19.43
	旧	泉区上飯田町1,210番の2地先から 同区同 町1,338番の2地先まで	3.01 ないし 3.09	157.20

下和田 第 128 号線	新	同	4.22 ないし 4.50	同
	旧	泉区上飯田町 1,283 番の 2 地先から 同区同 町 1,981 番の 2 地先まで	3.10 ないし 4.40	50.07
	新	同	6.52 ないし 7.00	同
深見 第 208 号線	旧	瀬谷区本郷三丁目 3 番の 2 地先から 同 区同 4 番の 22 地先まで	2.67 ないし 2.94	29.47
	新	同	4.52	同
橋戸 第 197 号線	旧	瀬谷区北新 22 番の 10 地先から 同 区同 26 番の 73 地先まで	4.50 ないし 6.12	104.96
	新	同	6.00 ないし 6.16	同
環状 4 号上 瀬谷線	旧	瀬谷区本郷二丁目 1 番の 9 地先から 同 区中央 22 番の 1 地先まで	12.52 ないし 13.49	94.29
	新	同	17.82 ないし 18.42	同

横浜市告示第 589 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和3年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
北寺尾 第168号線	旧	鶴見区馬場七丁目84番の36地先から 同 区同 1,460番の4地内まで	24.16 ないし 48.10	233.70
	新	同	13.46 ないし 35.79	同
舞岡 第74号線	旧	港南区上永谷五丁目 3,404番の1地先	11.01 ないし 12.34	28.19
	新	同	8.68 ないし 10.27	同
洋光台 第179号線	旧	磯子区上中里町 361番の1地先から 同 区杉田八丁目 1,932番の18地先まで	14.97 ないし 20.66	2.86
	新	同	14.97 ないし 15.70	同
名瀬 第29号線	旧	戸塚区名瀬町 545番の3地先から 同 区同 町 765番の44地先まで	7.14 ないし 7.87	83.00
	新	同	7.93 ないし 17.27	同

柏尾 第413号線	旧	戸塚区舞岡町 3,380 番の50地先から 同 区同 町 3,423 番の2地先まで	4.74 ないし 6.85	8.45
	新	同	4.50 ないし 4.74	同
下倉田 第57号線	旧	戸塚区上倉田町 1,373 番の15地先から 同 区同 町 1,349 番の1地先まで	1.81 ないし 1.98	21.97
	新	戸塚区上倉田町 1,373 番の8地先から 同 区同 町 1,349 番の1地先まで	1.82 ないし 1.98	21.37
原宿 第284号線	旧	栄区田谷町 1,870 番地内から 同区同 町 1,687 番地内まで	7.17 ないし 8.09	55.67
	新	同	8.05 ないし 8.68	同
深見 第192号線	旧	瀬谷区本郷三丁目16番の15地先から 同 区本郷二丁目1番の10地先まで	2.90 ないし 3.08	17.04
	新	瀬谷区本郷三丁目16番の15地先から 同 区本郷二丁目1番の1地先まで	2.96 ないし 3.08	11.36
瀬谷 第67号線	旧	瀬谷区瀬谷四丁目23番の21地先から 同 区同 8番の16地先まで	6.68 ないし 7.28	65.18
	新	同	5.89 ないし 7.11	同

横 浜 市 告 示 第 590 号

他 の 工 作 物 の 管 理 者 に よ る 河 川 管 理 施 設 の 管 理

河 川 法 (昭 和 39 年 法 律 第 167 号) 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 河 川 管 理 用 通 路 と 横 浜 市 道 小 菅 ケ 谷 第 448 号 線 等 と の 兼 用 工 作 物 の 管 理 方 法 に つ い て 次 の と お り 協 議 が 成 立 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 河 川 部 河 川 事 業 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 河 川 の 名 称

二 級 河 川 境 川 水 系 いた ち 川

2 河 川 管 理 施 設 の 名 称

右 岸 河 川 管 理 用 通 路

3 河 川 管 理 施 設 の 位 置

栄 区 桂 町 697 番 の 9 地 内 か ら 703 番 の 1 地 内 ま で

4 管 理 を 行 う 者 の 氏 名 及 び 住 所

横 浜 市

道 路 管 理 者

横 浜 市 長 山 中 竹 春

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

5 管 理 の 内 容

- (1) 道 路 専 用 施 設 (路 面 (路 盤 ま で の 部 分 を 含 む 。) 、 路 肩 、 道 路 の 附 属 物 、 そ の 他 の 専 ら 道 路 の 管 理 上 必 要 な 施 設 又 は 工 作 物 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 新 設 (道 路 の 附 属 物 に 係 る も の に 限 る 。 以 下 同 じ 。) 、 改 築 、 維 持 又 は 修 繕
- (2) 原 則 と し て 道 路 専 用 施 設 に 係 る 災 害 復 旧

横 浜 市 告 示 第 591 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 25 条 の 規 定 に 基 づ く 制 限
 区 域 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 25 条 の 規 定 に 基 づ く 制 限 区 域 の 告
 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 107 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す
 る。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 項 第 3 号 の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 B 突 堤 1 号 岸 壁 から 4 号 岸 壁 まで	563
本 牧 ふ 頭 新 建 材 1 号 岸 壁 、 2 号 岸 壁 及 び 背 後 地	632
金 沢 木 材 ふ 頭 岸 壁 及 び 背 後 地	597

」

を
「

本 牧 ふ 頭 B 突 堤 1 号 岸 壁 から 4 号 岸 壁 まで	563
金 沢 木 材 ふ 頭 岸 壁 及 び 背 後 地	597

」

に 改 め る。

公 告

横 浜 市 公 告 第 618 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク横浜ベイサイド
金沢区白帆2番地の2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社
代表取締役 菰田 正 信
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	Lucifer research 株式会社 代表取締役 豊 田 真 美 東京都港区北青山3 丁目8番3号 ほか 125 者	三崎商事株式会社 代表取締役 三 崎 久 美 子 大阪府箕面市船場東 2丁目1番13号 ほか 122 者

(4) 変更の年月日

令和3年6月5日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年9月17日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 619 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

G R A N D S H I P
 栄区笠間二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オサラギ商事株式会社
 代表取締役社長 横山久範
 栄区笠間二丁目2番1号
 ほか6者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)大船駅北第 二地区第一種市街地 再開発事業施設建 築物 栄区笠間二丁目2番 ほか	G R A N D S H I P 栄区笠間二丁目2番 1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 三嶋恒夫 群馬県高崎市栄町1 番1号 ほか1者	株式会社ヤマダデン キ 代表取締役社長 三嶋恒夫 群馬県高崎市栄町1 番1号 ほか3者

(4) 変更の年月日

令和3年2月1日ほか

(5) 変更した理由

大規模小売店舗の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年9月21日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 620 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンP R O上川井店
旭区上川井町33番地の4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田直太郎
堺市西区鳳東町4丁401番地の1

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 81台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 42台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 29台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 29台

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和4年5月11日

(5) 変更する理由

店舗運営変更のため

2 届 出 年 月 日

令 和 3 年 9 月 10 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 621 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパーク横浜ベイサイド
金沢区白帆2番地の2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井不動産株式会社
代表取締役 菰田正信
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 入口6か所、 出口7か所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	出入口の数 入口6か所、 出口7か所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

（添付図面は省略）

- (4) 変更する年月日
令和3年9月19日
- (5) 変更する理由
駐車場運用方法の変更のため

2 届出年月日

令和3年9月17日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 622 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 要 措 置 区 域 の 指 定 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 6 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 要 措 置 区 域 の 指 定 （ 令 和 元 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 169 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解 除 す る。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 要 措 置 区 域 の 所 在 地
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 3 番 の 1、3 番 の 2 及 び 3 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 指 示 措 置 等
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 623 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 田 奈 町 77 番 の 96 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 624 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
清水ヶ丘ふれあい公園	南区清水ヶ丘49番	別図のとおり 1,070 m ²	立入禁止	令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
永田東三丁目公園	南区永田東三丁目5番	別図のとおり 1,275 m ²	立入禁止	令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
長者ヶ谷公園	南区永田南二丁目9番	別図のとおり 711 m ²	立入禁止	令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
中村公園	南区中村町4丁目269番の2	別図のとおり 6,351 m ²	立入禁止	令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
南本宿公園	旭区南本宿町37番の4	別図のとおり 49,790 m ² のうち 27,580 m ²	立入禁止	令和3年10月15日から令和4年2月15日まで

別図（省略）

横浜市公告第 625 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 7月27日	30476	株式会社大八	(新) 浅野 勝文	港南区港南台 五丁目23番16号
			(旧) 山本 武史	
令和3年 8月1日	30173	有限会社長田工業相模原営業所	(新) 守屋 悟	相模原市中央区千代田1丁目7番7号
			(旧) 長田 利則	

横浜市公告第 626 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

放 置 場 所	車 名
瀬谷区瀬谷町	日産 不明
瀬谷区瀬谷町	トヨタ 不明
瀬谷区瀬谷町	スズキ セルボモード
南区六ツ川二丁目	ホンダ フェージョン
中区本牧原	ホンダ ジェイド
保土ヶ谷区川島町	ホンダ バモス
青葉区あざみ野南四丁目	トヨタ クラウン

横 浜 市 公 告 第 627 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 の 縦 覧
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 を 作 成 し た の で
、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区
中 里 三 丁 目 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
南 区 中 里 三 丁 目 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 3 年 10 月 15 日 か ら 令 和 3 年 10 月 29 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 628 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
東 高 島 駅 北 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 3 年 10 月 15 日 か ら 令 和 3 年 10 月 29 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 10 月 15 日 か ら 令 和 3 年 10 月 29 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 8
横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横浜市公告第 629 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案
の縦覧

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

神奈川区神奈川一丁目及び星野町地内

3 縦覧期間

令和3年10月15日から令和3年10月29日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和3年10月15日から令和3年10月29日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

神奈川区広台太田町3番地の8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

横浜市公告第630号

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和3年10月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画土地区画整理事業
東高島駅北地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
神奈川区神奈川一丁目、神奈川二丁目、千若町及び星野町地内
- 3 縦覧期間
令和3年10月15日から令和3年10月29日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和3年10月15日から令和3年10月29日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
神奈川区広台太田町3番地の8
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 631 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 27 日 第 31 開 1121 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 野 尻 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 小 机 町 1,093 番 の 17、 1,093 番 の 20、 1,093 番 の 23 の 各
一 部、 1,104 番 の 1、 1,104 番 の 3 か ら 1,104 番 の 5 ま で、 1,10
4 番 の 7 の 一 部、 1,109 番 の 1 の 一 部、 1,109 番 の 3 の 一 部、 1,
110 番 の 1 の 一 部、 1,110 番 の 2 か ら 1,110 番 の 8 ま で、 1,111
番 の 11 の 一 部、 1,111 番 の 12 の 一 部、 1,111 番 の 13 の 一 部 及 び 1,
111 番 の 14 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 632 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 15 日 第 2020 開 1717 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 芝 2 丁 目 31 番 19 号
総 合 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 関 岡 桂 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,459 番 の 1 か ら 1,459 番 の 20 ま で 、 1,460 番
の 15 及 び 1,460 番 の 23

横 浜 市 公 告 第 633 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 14 日 第 2021 開 202 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 菅 田 町 867 番 の 59 、 867 番 の 60 、 867 番 の 214 、 867
番 の 219 の 一 部 、 867 番 の 220 の 一 部 、 867 番 の 221 、 867 番 の
222 、 938 番 の 1 及 び 938 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 634 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 9 月 30 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.50 m 及 び 5.95 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

47.44 m

4 廃 止 の 場 所

保 土 ヶ 谷 区 星 川 二 丁 目 316 番 の 4 、 317 番 の 3 、 318 番 の 3

5 申 請 者 の 氏 名

相 模 鉄 道 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 千 原 広 司

横 浜 市 公 告 第 635 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 9 月 27 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
5.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,460 番 の 24
- 5 申 請 者 の 氏 名
総 合 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 関 岡 桂 二 郎

横 浜 市 公 告 第 636 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 39 ・ 56 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 10 月 1 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
141.20 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 南 区 港 南 二 丁 目 1,396 番 の 2 地 先 か ら 1,536 番 の 12 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 637 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和3年10月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和3年 10月6日	第1106号	戸塚区吉田町 1,623 番の1ほか	株式会社日立リアル エステートパートナ ーズ 不動産統括本 部 不動産事業本部本 部長 西 名 幸 司

横浜市公告第 638 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和3年10月15日

横浜市長 山 中 竹 春

氏 名	住 所
(新) 横浜市 横浜市長 山 中 竹 春	中区本町6丁目50番地の10
(旧) 横浜市 横浜市長 林 文 子	

横 浜 市 公 告 第 639 号

下館・結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業の施行
に係る換地処分通知の内容の掲示

下館・結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業の施行に係る土地
区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基
づく換地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知するこ
とができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する
。

令和3年10月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 被通知者の氏名
山 口 久 子
- 2 被通知者の住所
不明
- 3 掲示場所
茨城県筑西市中館 182 番 1
- 4 掲示期間
令和3年10月15日から令和3年10月25日まで

達

達 第 27 号 (令 和 3 年 9 月 30 日 掲 示 済)

庁 中 一 般

特 定 の 業 務 に 従 事 す る 横 浜 市 健 康 福 祉 局 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 の 特 例 に 関 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 3 年 9 月 30 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

特 定 の 業 務 に 従 事 す る 横 浜 市 健 康 福 祉 局 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 の 特 例 に 関 す る 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この 規 程 は、 横 浜 市 深 夜 ・ 早 朝 ワ ク チ ン 接 種 会 場 に お け る 業 務 (以 下 「 特 定 業 務 」 と い う 。) に 従 事 す る 健 康 福 祉 局 の 職 員 (地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 28 条 の 5 第 1 に 規 定 す る 短 時 間 勤 務 の 職 を 占 め る 職 員 を 除 く。 以 下 「 職 員 」 と い う 。) の 勤 務 時 間 に つ い て 必 要 な 事 項 を 定 め る 。

(特 定 業 務)

第 2 条 特 定 業 務 と は、 次 の 各 号 に 掲 げ る も の と す る 。

- (1) ワクチン接種会場運営、緊急対応等
- (2) 施設管理、物品資材管理

(勤 務 時 間 等)

第 3 条 勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間 は、 横 浜 市 一 般 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 (平 成 4 年 3 月 達 第 8 号) の 規 定 に か か わ ら ず、 別 表 の と お り と す る 。

2 勤 務 を 要 し な い 日 の 割 振 り は、 所 属 長 が 定 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 達 は、 令 和 3 年 10 月 1 日 から 施 行 す る 。

(この 達 の 失 効)

2 この 達 は、 令 和 3 年 11 月 11 日 限 り、 そ の 効 力 を 失 う 。

別 表 (第 3 条 第 1 項)

曜 日	勤 務 時 間	休 憩 時 間	勤 務 を 要 し な い 日
日 曜 日 及 び 土 曜 日	午 前 零 時 から 午 前 8 時 45 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 1 時 間 を 与 え る	4 週 間 を 通 じ 8 日 と な る よ う あ ら か じ め 所 属 長 が 指 定 す る 日
月 曜 日 か ら 金 曜 日	午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で		

区 告 示

港南区告示第3号（令和3年10月1日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、あざみ町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月1日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	湊 博 康 港南区下永谷五丁目 51番1号	渡 辺 洋 港南区下永谷五丁目 55番18号

区 公 告

鶴見区公告第 137 号

横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市鶴見中央地域ケアプラザの指定管理者として、次の
 者を指定した。

令和3年10月15日

横浜市鶴見区長 森 健 二

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見 中央地域ケ アプラザ	中区常盤町 1丁目7番 地	社会福祉法人横浜 Y M C A 福 祉 会 理 事 長 佐 竹 博	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

西区公告第 174 号

横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年10月15日

横浜市西区長 寺岡洋志

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市西区 福祉保健活 動拠点	西区高島町 二丁目7番 1号	社会福祉法人横浜 市西区社会福祉協 議会 会長 米岡美智枝	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

旭区公告第 135 号

横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市笹野台地域ケアプラザの指定管理者として、次の者
 を指定した。

令和3年10月15日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
旭区下川井町 360 番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

港北区公告第 135 号

横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市日吉本町地域ケアプラザの指定管理者として、次の
 者を指定した。

令和3年10月15日

横浜市港北区長 鵜澤 聡 明

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
港北区新吉 田町 6,051 番地	社会福祉法人緑峰 会 理 事 長 高 田 優 一	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

緑 区 公 告 第 67 号

横 浜 市 鴨 居 地 域 ケ ア プ ラ ザ の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 鴨 居 地 域 ケ ア プ ラ ザ の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を
指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 緑 区 長 岡 田 展 生

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 1, 723 番 地 の 1	社 会 福 祉 法 人 清 光 会 理 事 長 大 矢 直 子	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

青 葉 区 公 告 第 103 号

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者として、
 次の者を指定した。

令和3年10月15日

横浜市青葉区長 小 澤 明 夫

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市たま プラーザ地 域ケアプラ ザ	青葉区鉄町 2,075番地 の3	社会福祉法人緑成 会 理 事 長 田 中 實	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

都 筑 区 公 告 第 65 号

横 浜 市 都 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ 及 び 横 浜 市 都 田 地 区 セ ン タ ー
 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
 基 づ き 、 横 浜 市 都 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ 及 び 横 浜 市 都 田 地 区 セ ン タ ー の
 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 藤 友 也

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
旭 区 下 川 井 町 360 番 地	社 会 福 祉 法 人 秀 峰 会 理 事 長 櫻 井 大	横 浜 市 都 田 地 域 ケ ア プ ラ ザ 及 び 横 浜 市 都 田 地 区 セ ン タ ー の 供 用 開 始 の 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

戸塚区公告第82号

横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市深谷俣野地域ケアプラザの指定管理者として、次の
 者を指定した。

令和3年10月15日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
東京都新宿 区中落合2 丁目5番1 号	社会福祉法人聖母 会 理 事 長 塩 塚 俊 子	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

教育委員会

横浜市教育委員会告示第23号





公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。



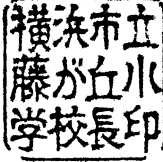

令和3年10月15日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立奈良の丘 小学校印	令和3年10月15日	 <p>(方45ミリメートル)</p>
横浜市立奈良の丘 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市立藤が丘小 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市立南戸塚小 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立奈良の丘 小学校印	令和3年10月15日	 <p>(方45ミリメートル)</p>
横浜市立奈良の丘 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市立藤が丘小 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市立南戸塚小 小学校長印	令和3年10月15日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

横浜市教育委員会告示第25号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額（令和3年7月横浜市教育委員会告示第17号）は、廃止する。

令和3年10月15日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館 M ルーム	68
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	体育館	555
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	体育館	785
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館	476
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778
上寺尾小学校	図書室	144
新鶴見小学校	体育館	672
市場中学校	体育館	870
潮田中学校	音楽室	95

末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240
寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	体育館	733
東高等学校	食堂	255
横浜サイエンスフロンティア 高等学校・横浜サイエンスフ ロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(神 奈 川 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
青木小学校	体育館	1,045
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田の丘小学校	体育館	598
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
白幡小学校	体育館	558
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
南神大寺小学校	体育館	559
浦島丘中学校	多目的ホール	79
栗田谷中学校	格技場	246
六角橋中学校	図書室	172
神奈川中学校	視聴覚室	96
松本中学校	体育館	781
錦台中学校	体育館	832
菅田中学校	体育館	640
盲特別支援学校	体育館	759

(注) 羽 沢 小 学 校 は 使 用 で き な い 。

(西 区)

施設 の 名称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
戸 部 小 学 校	体 育 館	559
東 小 学 校	体 育 館	571
宮 谷 小 学 校	体 育 館	1,041
一 本 松 小 学 校	体 育 館	996
西 前 小 学 校	体 育 館	1,018
稲 荷 台 小 学 校	体 育 館	672
浅 間 台 小 学 校	体 育 館	778
み な と み ら い 本 町 小 学 校	体 育 館	761
老 松 中 学 校	体 育 館	743
西 中 学 校	体 育 館	873
軽 井 沢 中 学 校	体 育 館	1,155

(注) 平沼小学校・岡野中学校は使用できない。

(中 区)

施設 の 名称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
北 方 小 学 校	体 育 館	836
元 街 小 学 校	図 書 室	130
本 町 小 学 校	体 育 館	655
立 野 小 学 校	体 育 館	690
山 元 小 学 校	体 育 館	931
間 門 小 学 校	会 議 室	175
本 牧 南 小 学 校	体 育 館	683
本 牧 小 学 校	体 育 館	1,003
港 中 学 校	体 育 館	1,023
横 浜 吉 田 中 学 校	体 育 館	813
大 鳥 中 学 校	体 育 館	1,838
仲 尾 台 中 学 校	格 技 場	303
本 牧 中 学 校	体 育 館	1,090
み な と 総 合 高 等 学 校	食 堂	403

(注) 大鳥小学校は使用できない。

(南 区)

施設 の 名称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
石 川 小 学 校	体 育 館	788
大 岡 小 学 校	体 育 館	562
太 田 小 学 校	体 育 館	774
南 吉 田 小 学 校	体 育 館	566
日 枝 小 学 校	体 育 館	612
藤 の 木 小 学 校	図 書 室	40

南太田小学校	体育館	799
井土ヶ谷小学校	体育館	795
永田小学校	体育館	494
蒔田小学校	体育館	482
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
永田台小学校	体育館	586
六つ川小学校	体育館	1,185
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	体育館	747
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	食堂	400
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 六ツ川台小学校・平楽中学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は使用できない。

(港南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	家庭科室	70
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
日限山小学校	体育館	545
港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693
下野庭小学校	体育館	652
永谷小学校	図書室	128

丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1,170
南高等学校・南高等学校附属 中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学校	体育館	614

(注) 相武山小学校は使用できない。

(保土ヶ谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
星川小学校	体育館	501
仏向小学校	体育館	942
坂本小学校	体育館	501
保土ヶ谷小学校	体育館	958
川島小学校	体育館	562
今井小学校	体育館	603
藤塚小学校	体育館	558
帷子小学校	第一音楽室	97
峯小学校	体育館	633
岩崎小学校	体育館	663
富士見台小学校	体育館	720
桜台小学校	体育館	555
常盤台小学校	体育館	617
上星川小学校	体育館	384
初音が丘小学校	体育館	914
新井小学校	体育館	631
上菅田笹の丘小学校	体育館	603
瀬戸ヶ谷小学校	体育館	467
権太坂小学校	視聴覚室	84

岩崎中学校	体育館	1,017
保土ヶ谷中学校	体育館	866
宮田中学校	体育館	1,024
岩井原中学校	体育館	1,097
西谷中学校	体育館	1,054
上菅田中学校	体育館	749
新井中学校	体育館	743
橘中学校	体育館	817
上菅田特別支援学校	体育館	896
ろう特別支援学校	体育館	885

(注) 桜丘高等学校は使用できない。

(旭区)

施設の名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
二俣川小学校	体育館	574
中沢小学校	図工室	95
さちが丘小学校	体育館	588
万騎が原小学校	体育館	589
市沢小学校	体育館	805
白根小学校	体育館	594
上川井小学校	体育館	487
都岡小学校	体育館	599
今宿小学校	体育館	598
希望ヶ丘小学校	体育館	798
東希望が丘小学校	体育館	562
笹野台小学校	視聴覚室	101
鶴ヶ峯小学校	体育館	623
本宿小学校	体育館	591
不動丸小学校	体育館	621
川井小学校	体育館	586
上白根小学校	体育館	590
南本宿小学校	体育館	598
左近山小学校	体育館	480
中尾小学校	体育館	724
善部小学校	体育館	653
若葉台小学校	体育館	591
四季の森小学校	体育館	587
鶴ヶ峯中学校	体育館	657
万騎が原中学校	体育館	1,139
希望が丘中学校	体育館	652

上白根中学校	体育館	657
左近山中学校	体育館	657
都岡中学校	体育館	778
旭中学校	体育館	884
南希望が丘中学校	図書室	169
今宿中学校	図書室	128
本宿中学校	体育館	733
若葉台中学校	Eホール	124
旭北中学校	体育館	1,048
左近山特別支援学校	多目的室	65

(注) 今宿南小学校・若葉台特別支援学校は使用できない。

(磯子区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
屏風浦小学校	体育館	582
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
さわの里小学校	体育館	607
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	体育館	562
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011
汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(注) 汐見台小学校は使用できない。

(金沢区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
-------	---------	-----------------------

金沢小学校	体育館	776
釜利谷小学校	体育館	603
六浦小学校	体育館	563
富岡小学校	体育館	776
大道小学校	体育館	794
八景小学校	体育館	1,127
文庫小学校	体育館	657
瀬ヶ崎小学校	体育館	800
西柴小学校	体育館	666
朝比奈小学校	体育館	593
高舟台小学校	体育館	555
並木第一小学校	体育館	892
並木中央小学校	体育館	688
並木第四小学校	体育館	879
釜利谷東小学校	体育館	555
能見台小学校	体育館	861
釜利谷南小学校	体育館	848
小田小学校	体育館	984
六浦南小学校	体育館	913
能見台南小学校	体育館	919
金沢中学校	格技場	443
六浦中学校	体育館	1,077
大道中学校	体育館	1,311
西柴中学校	体育館	981
富岡中学校	体育館	824
富岡東中学校	体育館	869
並木中学校	体育館	873
釜利谷中学校	体育館	788
小田中学校	体育館	585
金沢高等学校	食堂	524

(注) 西富岡小学校・義務教育学校西金沢学園は使用できない。
(港北区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
日吉台小学校	教室	60
高田小学校	体育館	503
新田小学校	体育館	568
大綱小学校	体育館	589
太尾小学校	地域交流室	150
大曾根小学校	体育館	595

師岡小学校	体育館	631
城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	研修室	70
駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
高田東小学校	会議室	42
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	480
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	体育館	653
高田中学校	体育館	1,073

(注) 篠原西小学校・箕輪小学校・新羽中学校・北綱島特別支援学校・日吉台西中学校は使用できない。

(緑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
山下小学校	体育館	602
鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644
長津田第二小学校	体育館	491
竹山小学校	体育館	639
東本郷小学校	体育館	586

上山小学校	体育館	555
緑小学校	体育館	416
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中学校	格技場	255
東鴨居中学校	体育館	1,086
義務教育学校霧が丘学園	小学部体育館	593

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
鉄小学校	体育館	648
谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	体育館	678
榎が丘小学校	音楽室	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	体育館	567
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
美しが丘西小学校	体育館	900
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	体育館	555
あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559
鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ヶ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809
新石川小学校	体育館	824
さつきが丘小学校	体育館	1,109

荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	672
奈良の丘小学校	図工室	80
黒須田小学校	体育館	720
すすき野中学校 (旧すすき野小学校)	体育館	480
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	武道場	355
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ヶ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(都筑区)

施設の名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130
勝田小学校	体育館	586
すみれが丘小学校	体育館	491
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98
川和小学校	体育館	984
折本小学校	体育館	711
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	体育館	672
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720
南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980

東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	格技場	395
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	体育館	559
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586
深谷小学校	体育館	491
横浜深谷台小学校	体育館	586
東汲沢小学校	研修室	66
名瀬小学校	体育館	591
平戸台小学校	体育館	555
鳥が丘小学校	体育館	555
南舞岡小学校	体育館	557
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710
倉田小学校	体育館	890
下郷小学校	体育館	664

大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	体育館	689
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 戸塚小学校・東品濃小学校・名瀬中学校・東俣野特別支援学校は使用できない。

(栄区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
豊田小学校	体育館	780
飯島小学校	体育館	586
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
千秀小学校	体育館	600
本郷台小学校	体育館	787
桂台小学校	体育館	626
上郷小学校	体育館	662
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
庄戸小学校	体育館	569
小山台小学校	体育館	555
笠間小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
本郷中学校	体育館	874
上郷中学校	体育館	657
桂台中学校	体育館	743
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632

(泉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
中和田小学校	体育館	600

中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
緑園東小学校	体育館	1,026
緑園西小学校	体育館	959
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
泉が丘中学校	体育館	817
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743
いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781

(瀬 谷 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
原小学校	体育館	589
上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	574
相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
阿久和小学校	体育館	592
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811
南瀬谷中学校	体育館	1,130
原中学校	武道場	387

下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1 台 椅子 1 脚	椅子 1 人用 50 脚	机 1 台 椅子 5 脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	9,090 円
平日の夜間	28,311 円
休日	29,838 円

備考 1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

2 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午前8時30分までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として423円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

横浜市教育委員会公告第13号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和3年9月28日懲戒処分に付した。

令和3年10月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立平戸小学校	教諭	松 岡 仁	停職6箇月

選 挙 長 等

金 沢 区 補 選 告 示 第 1 号 (令 和 3 年 10 月 9 日 掲 示 済)

議 員 候 補 者 の 届 出

令 和 3 年 10 月 17 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 金 沢 区 選 挙 区 補 欠 選 挙 に つ き 、 候 補 者 と し て 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 9 日

横 浜 市 議 会 議 員 金 沢 区 選 挙 区 補 欠 選 挙
選 挙 長 保 坂 一 成

届出 受理 番号	届 出 年 月 日	届出 の 別	ふ り が な 候 補 者 の 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ア ド レ ス
1	令 和 3 年 10 月 8 日	本 人 届 出	さ く ま ま も る 衛	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区	満 46 歳	立 憲 民 主 党	会 社 代 表	https://sakumamamoru.com
2	令 和 3 年 10 月 8 日	本 人 届 出	い し わ た 石 渡 ゆ き お	神 奈 川 県	神 奈 川 県 横 浜 市 栄 区	満 58 歳	無 所 属	会 社 員	https://go2senkyo.com/seijika/30224